

○宮崎市ごみのばい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例

平成19年3月23日条例第15号

宮崎市ごみのばい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、ごみのばい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関し必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が一体となって清潔で美しいまちづくりを推進するとともに、市民の快適で安全な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 飲料又は食料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、プラスチックくずその他の不要物をいう。
- (2) ばい捨て みだりに捨てることをいう。
- (3) 公共の場所 公園、広場、道路、河川その他公共の用に供されている屋外の場所をいう。
- (4) 喫煙 たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- (5) 市民等 市内に居住する者又は市内に存する事業所に勤務する者若しくは学校に在学する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (7) 路上喫煙 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。）上において喫煙することをいう。

(市の責務)

**第3条** 市は、この条例の目的を達成するため、ごみのばい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関する施策を策定し、並びに実施しなければならない。

2 市は、ごみのばい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関し、市民等及び事業者の意識の啓発を図るとともに、これらのものが行う自主的な活動を支援するものとする。

(市民等の責務)

**第4条** 市民等は、互いに協力して清潔で美しいまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、ごみのばい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関し、従業員その

他当該事業活動に従事する者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

2 事業者は、物の販売、配布等に際して、その製品、容器等がごみとなった場合に、当該ごみが  
ぼい捨てをされることを防止するため、ごみを収納するための回収容器等（以下「回収容器等」  
という。）の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。  
（ごみのぼい捨ての禁止）

**第6条** 何人も、屋外において、ごみのぼい捨てをしてはならない。

2 何人も、屋外において、ごみを生じさせたときは、これを持ち帰り、又は回収容器等に収納し  
なければならない。

（美化推進区域の指定）

**第7条** 市長は、ごみのぼい捨てを防止し、清潔で美しいまちづくりを推進することが特に必要と  
認められる区域を美化推進区域（以下「推進区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により推進区域を指定しようとするときは、あらかじめ、宮崎市廃棄物の  
適正処理、減量化及び資源化等に関する条例（平成5年条例第28号）第7条の宮崎市廃棄物減量  
等推進審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、その指定に係る推進区域を変更し、又はその指定を解除  
することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（公共の場所における喫煙）

**第8条** 何人も、公共の場所において、歩行しているとき又は自転車に乗車しているときは、喫煙  
をしないよう努めなければならない。

2 何人も、公共の場所において、喫煙をするときは、吸い殻入れを携帯するよう努めなければな  
らない。

（路上喫煙制限区域の指定）

**第9条** 市長は、推進区域の全部又は一部の区域について、たばこの吸い殻のぼい捨てを防止し、  
及び他人の身体又は財産を害するおそれのある路上喫煙を制限することが特に必要であると認め  
られるときは、当該区域を路上喫煙制限区域（以下「制限区域」という。）として指定するこ  
とができる。

2 市長は、前項の規定により制限区域を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を  
聴かなければならない。

3 市長は、制限区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、その指定に係る制限区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(路上喫煙の制限)

**第10条** 何人も、制限区域内において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が設置する指定喫煙所においては、この限りでない。

(措置命令)

**第11条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 推進区域内において第6条第1項の規定に違反した者

(2) 前条の規定に違反した者

(関係機関への協力要請)

**第12条** 市長は、必要があると認めるときは、警察、道路管理者その他の関係機関に対し、ごみのばい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限について、協力を要請するものとする。

(委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

**第14条** 第11条の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、同年12月1日から施行する。

(宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部改正)

2 宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)